

デジタル市場競争本部事務局 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会
データ利活用検討TF

デジタル・プラットフォーマー取引透明化法案（仮称）の方向性に対する意見

《意見1》

・該当箇所

全体

・意見内容

日本における新規デジタル・プラットフォームの参入・成長を阻害することのないよう、規律の対象や内容については、慎重な検討が必要と考える。

・理由

主な規律の対象は「特定デジタル・プラットフォーム」とし、当面は大規模なオンラインモール・アプリストアを対象とする、とのことであるが、技術やビジネスの変化の速さに鑑みると、小規模なプラットフォームが急激に成長し規律の対象となることが起こり得る。新たに強い責任が法制度で要求されると、小規模なプラットフォームには負担が大きく、また、新たな挑戦への委縮効果を生む可能性もあり、結果的に既存プラットフォームしか生き残れないような市場構造を生む可能性があると考えます。法規制と新規参入障壁の緩和の両方のバランスを考慮した検討が必要であり、小規模なプラットフォームも含めた国内のデジタル・プラットフォーム事業の適切な成長を促すことも念頭においた仕組み作りが重要と考えます。また、原理原則に関する規制であれば規模の大小にかかわらず適用されるべきという考え方もあり、当該規制内容は必要最低限に止めるべきである。さらに、デジタル・プラットフォーマーが負うべき責任の範囲について、取引当事者間の裁量に委ねるべき部分も踏まえて検討することが必要と考える。

《意見2》

・該当箇所

2 ページ、「b) 運営における公正性確保」の中の（取引上の不当行為）について

・意見内容

独占禁止法等との整合性確保による安定的なビジネス環境の確保が重要であると考えます。プラットフォーマーによるイノベティブなサービス提供を阻害する恐れを防ぐ必要性が

高いことから、他の法令で規律されるべきものについては、重複や不整合を排除する必要があることはもとより、当該他の法令においても、一律に規律せず個々に具体的に判断することが適切であると考えられ、先例が積み重ねられてきている。独占禁止法はその最たるものであり、今回の新法案において一律に「不当行為」を定めることは、その不当性が個別具体的な判断なしには議論し得ない部分が多くあることから、イノベーティブな取組みに対して足枷となるリスクが大きい。取引上の不当行為については、従来どおり、独占禁止法に委ね、本新法においては、透明性・公正性向上のための情報開示や手続き・体制整備を通じた共同規制を旨とすべきである。

・理由

(意見内容を含む)

《意見3》

・該当箇所

2 ページ： a) 取引条件等の情報の開示、及び、3 ページ： c) 特定デジタル・プラットフォーム事業者による運営状況のレポートとモニタリング・レビュー

・意見内容

プラットフォーム事業者が、当該プラットフォームがどのように運営されているのかを説明することは重要であると考え。同時に、プラットフォームを悪用する者が存在することを鑑みれば、プラットフォーム運営の透明性の確保と、プラットフォーム及び利用者の健全性・安全性の確保の間で、適切なバランスを取ることが重要と考える。また、情報開示やレポート要件については、適切な透明性が確保されることが肝要であり、具体的な開示の方法等については、プラットフォーム事業者に一定の柔軟性を与え、過度な負担とならないよう留意すべしと考える。

・理由

(意見内容を含む)

(以上)